

## ゆざわジオパーク動画制作要項

平成 30 年 6 月

### 1 業務委託の名称

ゆざわジオパーク動画制作業務

### 2 目的

ゆざわジオパークに関する動画を市内外に発信し、注目度・知名度向上を図ることで、市民の地元への愛着を醸成することを目的として実施する。

### 3 業務の概要

ゆざわジオパーク動画の企画、制作及び公開に関する全ての業務一式  
(シナリオ作成、撮影、素材収集、編集等)

#### (1) ジオポイント紹介動画の制作

ゆざわジオパーク内にあるジオポイントを紹介するとともに、視聴者が実際に現地に行ってみたいと思わせるような魅力あふれる動画を制作すること。

※1分～2分程度の動画を1本以上制作すること。

#### (2) ゆざわジオパークPR動画の制作

テーマ、あるいはストーリー性を持たせ、視聴者がゆざわジオパークに興味を持つきっかけとなるような動画を制作すること。

※1分～2分程度の動画を1本以上制作すること。

### 4 著作権

(1) 納品された映像及び画像の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、すべて発注者に帰属する。また、成果品は発注者が作成する各種情報提供媒体をはじめ、イベント等での販促に随時使用、複製及び二次利用ができるものとする。

(2) 成果品に関する全ての著作権は、発注者に帰属するものとする。また、発注者による二次使用については、無償とする。

(3) 本件業務の実施による成果品は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

(4) 本件業務の実施において、タレント、キャラクター及び音楽等を使用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、後年度以降(平成30年度以降)にも使用できるような映像とするとともに、経費が発生する場合は、発注者は責任を負わない。

## 5 成果品

(1) 制作した動画を DVD にし納入する。

※DVD に格納する映像については、極力映像の解像度を高くすること。

※ラベルを印刷し、タイトルなどを印刷したハードケースに収納して納品すること。

(2) 納入場所は、湯沢市ジオパーク推進協議会（湯沢市観光・ジオパーク推進課内）とする。

(3) 納入期限は、平成 31 年 2 月 28 日（木）までとし、事業完了報告書も併せて作成し、提出すること。

(4) 動画納入前にサンプルを送り、発注者の確認を受けること。

## 6 対象事業者等

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きをしていない者。

(3) 反社会的な団体でない者。

## 7 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日（木）まで

## 8 委託費

842,400 円（税込）以内とする。

（示した委託費の額は予算額であり、予定価格ではない。）

## 9 事業者選考

簡易公募型プロポーザル方式により選考する。

## 10 提案書の作成

(1) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

①会社概要（様式任意）

②過去 2 年間における主な動画の制作実績（様式任意）

③本業務の担当予定者の氏名（様式任意）

担当予定者が複数である場合は、主担当を明示すること。

④提案内容（様式任意）

提案は要項の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・企画意図、編集方針、企画の構成、工程スケジュールなどできるだけ詳細かつ具体的な内容を記載すること。
- ・動画案については、シナリオあるいは絵コンテ又は映像によるものとし、内容についての説明文書を添付すること。
- ・用語等については映像メディア制作についての専門知識を持たない職員が内容を理解できるものであること。
- ・映像の場合は、DVD-Video形式のDVDディスクにて提出すること。

⑤会社のアピールポイント

⑥費用見積り

事業費見積額の算出根拠として、各業務別に具体的な内容と経費（千円単位）で記載すること。

(2) 提案書の記載に関する留意事項

- ①様式企画は、A4規格とし、10枚程度（表紙・目次は含まない）で作成すること。
- ②提案書の作成に当たっては、要項等を熟読のこと。

## 11 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

- ①提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと）、ファックス又は電子メールとする。  
ただし、ファックス及び電子メールの場合は、着信を確認すること。

②提出先 〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1-1  
湯沢市ジオパーク推進協議会事務局（湯沢市観光・ジオパーク推進課内）  
ファックス：0183-79-5057 電子メール：geopark@city.yuzawa.lg.jp

③提出期限 平成30年6月22日（金）午後5時

(2) 提案書

①提出方法 1部を持参又は郵送（書留郵便に限る）

②提出先 〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1-1  
湯沢市ジオパーク推進協議会事務局（湯沢市観光・ジオパーク推進課内）

③提出期限 平成30年7月27日（金）午後5時

## 12 本要項の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、任意様式に記入の上、ファックス又は電子メールにより提出すること。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号、電子メールアドレスを併記すること。

①質問受付 湯沢市ジオパーク推進協議会事務局（湯沢市観光・ジオパーク推進課内）

②受付期間 参加表明書を提出した日から平成 30 年 6 月 29 日（金）午後 5 時

(2) 質問に対する回答は、平成 30 年 7 月 3 日（火）までに湯沢市ジオパーク推進協議会ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ電子メールにて回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

### 13 選考方法

当推進協議会が組織した選考委員会において、次の各要件に該当するものの中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者を決定する。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。

### 14 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 選定結果に関する異議申立ては、一切受け付けない。

### 15 その他

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した提案書は、返却しない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、発注者に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

### 16 問い合わせ先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市ジオパーク推進協議会事務局（湯沢市観光・ジオパーク推進課内）

TEL : 0183-55-8195 FAX : 0183-79-5057 E-mail : [geopark@city.yuzawa.lg.jp](mailto:geopark@city.yuzawa.lg.jp)